

派遣就労時の処遇等について

損保ジャパンキャリアビューロー株式会社

給与・通勤費の支給について

給与・通勤費は、毎月月末締め切りで翌月 20 日にご依頼いただいた本人名義の金融機関口座（労働金庫・農協関連・漁業関連を除く）へ振込みいたします。 ※ 採用時に必要書類を提出していただきます。

通勤費について

通勤費は、経済的で最も合理的な通勤経路および区間等により計算した金額を支給し、原則週 5 日勤務の場合で 1 ヶ月 30,000 円を限度として、1 ヶ月の定期券代の金額と実際の通勤日数に日額の通勤費を掛けた金額のいずれか低い額を翌月支給します。

※ バスの利用についても規程があります。バスを利用する際は、事前にご説明させていただきます。

社会保険について

社会保険の加入条件を満たす勤務条件の方は、入社日（注 1）から社会保険に加入していただく事になります。加入条件を満たす方で、40 歳以上 65 歳未満の方は介護保険も加入該当となります。

<健康保険・厚生年金の加入条件>

- ◆ 1 週の所定労働時間および 1 ヶ月の所定労働日数が常時雇用者の 3/4 以上ある場合
→ 2 ヶ月を超えて勤務する見込みがある場合は、必ず加入となります。
- ◆ 1 週の所定労働時間または 1 ヶ月の所定労働日数が常時雇用者の 3/4 未満の場合
→ 以下の ①～④の全てに該当する場合は、必ず加入となります。
(令和 4 年 10 月 1 日からの短時間労働者への適用拡大実施に伴う適用対象)
 - ① 1 週の所定労働時間が 20 時間以上あること
 - ② 雇用期間が継続して 2 ヶ月以上見込まれること
 - ③ 賃金の月額が 88,000 円以上であること
 - ④ 学生でないこと

注 1) 健康保険・厚生年金に加入する場合、その月の就労日数に関わらず 1 ヶ月分の保険料を控除させていただくこととなりますので、1 ヶ月の就労日数が少ない場合には、給与額が控除する社会保険料に満たない事があります。その場合には、差額分を別途徴収させていただくこととなります。

<現在、国民健康保険・国民年金に加入している方>

当社での社会保険加入手続きが終了後、最寄りの市区町村にて国民健康保険の脱退手続きをしてください。手続きを行わないと保険料を重複して支払いすることとなり、後日の脱退手続きが煩雑になります。国民年金については、一元化されているため脱退手続きは不要です。

<雇用保険の加入条件>

- ① 1 週間の所定労働時間が、20 時間以上であること。
- ② 31 日以上雇用見込みがあること。

年次有給休暇について

- ・ 就業開始から 6 ヶ月間継続勤務し、全労働日の 80% の出勤率を満たした場合に付与します。
- ・ 付与日数は、ご契約の週所定労働日数に応じます。付与月の Web 給与明細書の有休付与日数欄に表示されます。タイトル下に付与された旨のメッセージが記載されます。
- ・ 残日数は、Web 給与明細書でご確認いただけます。
- ・ 有給休暇はご契約の「勤務すべき日」のみに使用できます。契約上お休みの日や会社休業日には使用できません。
- ・ 有給休暇が使用できる期限は付与日から 2 年間です。派遣先の上承を得て計画的に取得してください。

慶弔休暇について

就業開始から 6 ヶ月間継続勤務し、ご契約の週所定労働日数が 4 日以上の方は、慶弔休暇（有給）の取得対象となります。取得を希望される場合は当社へお問い合わせください。

結婚休暇（3 日）・忌引休暇（1～3 日）

子の看護休暇（無給）介護休暇（無給）について

就業開始から 6 ヶ月間継続勤務し、ご契約の週所定労働日数が 3 日以上の方が利用対象となります。

利用を希望される場合は当社へお問い合わせください。

＜子の看護休暇＞ 小学校就業前の子の看護・世話のための休暇で年 5 日が限度です。

（子が 2 人以上の場合は年 10 日限度）

＜介護休暇＞ 要介護状態にある家族の介護・世話のための休暇で年 5 日が限度です。

（家族が 2 人以上の場合は年 10 日限度）

産前産後休暇、育児休業、介護休業（休業中は無給）について

それぞれ一定の要件を満たした場合に利用できます。下記以外の制度も法律に従い対応（法改定時にも対応）していますので、利用を希望される場合は当社へお問い合わせください。

＜育児休業＞ 原則として 1 歳未満の子を養育するために休業をすることができます。ただし、保育所等の利用を希望しているものの子供を保育所等に預けられないといった事情がある場合は、最長満 2 歳に達するまで休業することができます。

＜介護休業＞ 要介護状態にある家族を介護するために通算 93 日まで 3 回を上限に分割して休業することができます。

定期健康診断/ストレスチェックについて

一定の要件を満たした場合に、年 1 回無料で実施しています。

教育訓練（労働者派遣法第 30 条の 2 第 1 項）の実施について

ご就業に応じた派遣スタッフ皆さまのキャリアアップのために、段階的かつ体系的に派遣就業に必要な技能および知識を習得できるよう以下のとおり教育訓練を実施しています。

＜派遣就業が決定した方＞ ビジネスマナー・コンプライアンス研修（入職時等基礎訓練）2 時間

＜派遣就業中の方＞ e ラーニング受講（ビジネススキル、保険知識等）

※無料で利用ができます。

※年間 8 時間以上の受講を推奨（初回派遣開始から 3 年以内の方については支援制度があります。）

そのほかに、下記の研修メニューを提供しています。（入社年次にかかわらず受講できます。）

- ・ 通信教育講座（優待価格）
- ・ 社外提携研修講座（社会保険加入対象者のみ）
- ・ 損害保険募集人一般試験受験支援制度

※ 詳細はお仕事が決定的された際に、ご案内させていただきます。

キャリアコンサルティング（労働者派遣法第 30 条の 2 第 2 項）の実施について

派遣スタッフ皆さまの日々のご就業の中でのキャリアアップに関するお悩みや、育児・介護と仕事の両立、職場でのコミュニケーションなどについてお気軽にご相談ください。

※原則として、社内相談担当者が対応させていただきます。

実施方法：対面 または 電話

実施時間：1 回あたり 1 時間

キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先：03-3343-8686